

2024-05 (安)
2024年 6月 21日

支社店安全衛生環境委員会
委員長 殿

中央安全衛生環境委員会
委員長

労働安全衛生規則等の改正
(工事所および支社店における化学物質等の自律的管理) について

危険性または有害性を有する化学物質（以下「有害化学物質」という。）の規制を強化する労働安全衛生規則等の改正については、建設業で必要となる対応を別表1に取りまとめ、昨年1月24日（[2022-21【安】](#)）および本年3月8日（[2023-13【安】](#)）付けで通知しました。

前回通知（[2023-13【安】](#)）で「(4)」に記載した『化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(令和5年4月27日技術上の指針公示第24号)に明記されているマニュアル（以下、マニュアル）』に該当する、建設業労働災害防止協会が作成する「化学物質リスク管理マニュアル」が完成しました。

つきましては、改めて別添1-1～1-6のマニュアル6作業および工事所、支社店の化学物質管理者、保護具着用管理責任者の職務内容を分かりやすくするために、別表1「有害化学物質の管理に必要な措置（事業者および支社店・工事所）」、別表4「フロー図」、別添4-1～4-2「化学物質管理に係るチェックリスト」を新たに作成しました。管下職員に周知・展開いただくとともに、特に以下の事項には留意いただき適切な対応をお願いいたします。

おって、本通知をもって昨年1月24日（[2022-21【安】](#)）および本年3月8日（[2023-13【安】](#)）付けの通知は廃止します。

- (1) 今後、マニュアルの6作業は、新規に化学物質が持ち込まれた際にSDSを確認し、マニュアルを使用することによって、リスクアセスメントおよび適正な保護具を選定し、使用して作業を実施します。また、作業歴等の記録として3年間（がん原性物質は30年間）保存しなければなりません。
- (2) 建設業労働災害防止協会が作成したマニュアルは6作業のみで、他作業のマニュアルは、継続して建設業労働災害防止協会が作成する予定となっており、完成後に適宜お知らせいたします。また、6作業以外は、暫定措置として従来通り「化学物質リスクアセスメント結果記録表」別添2を使用して、管理・記録を実施してください。
- (3) 元請が生コン等を購入し、下請事業者引き渡す行為は、「提供」に当たるとされました。工事所では今後、下請け事業者へ化学物質を提供する際にはSDS交付等が義務となります。数次の関係請負人に交付等するために、生コン等を支給する場合は、別表3を用いて安全センターにSDSを備え付け、提供および譲渡も含め、受ける全ての事業者が内容を確認できるように、朝礼や作業打合せ、安全衛生環境協議会等にて周知・指導してください。

交付方法は、SDS等が記載されたホームページのアドレス（QRコード可）を伝達し閲覧を求めることが認められているほか、安衛則第34条の2の5の規定により、継続的または反復して譲渡提供する場合は、一度交付すれば都度交付する必要はありません。

【添付資料】

別添 1-1 セメント作業リスク管理マニュアル

別添1-2 スラリー作業リスク管理マニュアル

別添1-3 ドア塗装作業リスク管理マニュアル

別添1-4 防水作業リスク管理マニュアル

別添1-5 シーリング作業リスク管理マニュアル

別添1-6 接着作業リスク管理マニュアル

別添2 化学物質リスクアセスメント結果記録表（改定版）

別添3 点検表【粉じんマスク点検表3-1・防毒マスク点検表3-2】

別添4 化学物質管理に係るチェックリスト（工事所用4-1・支社店用4-2）

別添5 (参考資料) 建設業使用皮膚等障害化学物質等と手袋適合表

別添6 (参考資料) 耐透過性能一覽表

別添 7 がん原性物質関係資料 (過去通知廃止のため、様式および添付漏れの資料を添付)

別添 8 (参考様式) 意見聴取記録表 (〃)

別添9 (参考資料) 労働安全衛生法の新たな化学物質規制

別添10（参考資料）作業リスク管理マニュアル記入要領

以上

有害化学物質の管理で必要な措置（事業者および支社店・工事所）

（全ての項目が 2024 年 4 月 1 日に施行となったため「施行日」欄は削除）

事業者が必要な措置	支社店（太字赤枠）・工事所が必要な措置 職員が現場で化学物質を取り扱う場合（斜字）	備 考
1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務		
（1）①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にすること。 - i 代替物等を使用する - ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する - iii 作業の方法を改善する - iv 有効な呼吸用保護具を使用する	・工事所長は、リスクアセスメント対象物質（下請事業者に提供する物質、工事所職員が取り扱うことを想定している物質に限る）の <i>SDS</i> や建災防作成の①「化学物質作業リスク管理マニュアル」および②「化学物質リスクアセスメント結果記録表」等でリスクアセスメントを実施し、支社店の化学物質管理者に報告する。 ・工事所長はリスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の内容を取り扱う職員に周知する。また、そのばく露防止措置が実施されているか確認し、支社店の化学物質管理者に報告する。また、支社店の保護具着用管理責任者に保護具の使用状況を点検表用いて報告する。	別添 1-1～1-6 に示した作業は、各マニュアルに所定事項を記入することで、リスクアセスメントは実施済みとなる。その他の作業については、別添 2 を作成しリスクアセスメントを実施し記録として残す。 別添 2 は、法令改正に対応するため、様式を一部変更しているので留意すること。
②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下とすること。 なお、建災防が作業ごとに策定するリスク管理マニュアルに準じること。	（※化学物質管理者、保護具着用管理責任者への報告は別添 1-1～1-6・別添 2・別添 3 点検表・別添 4-1～4-2 化学物質管理に係るチェックリストを <i>Dropbox</i> に保管する） ・工事所長は、下請け業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。	濃度基準値設定物質および濃度基準値は、厚生労働省告示第 177 号「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」のとおり

	(2) 上記措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存すること。ただし、がん原性のある物質は30年間保存すること。	・ 工事所長は、労働者からの聴取記録が作業場に掲示もしくは備えられているか確認し、必要な措置を行う。	労働者からの意見聴取については 2023.9.27 に奥村組協力会ホームページに掲載済み
	(3) リスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ～ ivの方法等で、最小限度にするように努めること。 (努力義務)	・ 工事所長は、下請け業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。	
1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止			
	① 皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を取り扱う業務に従事する労働者に対し、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用させること。 保護具の選定にあたっては、建災防が作業ごとに策定するリスク管理マニュアルに準じること。	・ 工事所職員は、リスクアセスメント対象物質を取り扱う場合は、リスクアセスメントの結果に基づく措置の実施や適切な保護具を使用する。 ・ 工事所長は、下請け業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。	別添 1-1～1-6 に示した作業については、各マニュアルに所定事項を記入することで、リスクアセスメントは実施済みとなる。その他の作業については、別添 2 を作成しリスクアセスメントを実施する。
	② 皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を取り扱う業務に従事する労働者に対し、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用させること。	・ 工事所長は、下請け業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。	

1－4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、以下の①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を1年以内ごとに1回行うこと※。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数 50 人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第 23 条の 2 に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けること。意見聴取の結果を別添 8（参考様式）に記録すること。

以下の場合には支社店の安全衛生環境委員会で審議すること

- ・管下工事所で化学物質の漏洩、災害等が発生した場合
- ・管下工事所で使用している化学物質による災害等を把握した場合

1－6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存		
リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間、がん原性は30年）保存しなければならない。	・工事所長は、下請け業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。（工事終了後の保存を除く）	リスクアセスメント結果記録については 2024.4.に奥村組協力会ホームページに掲載済み
1－8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）		
（1）リスクアセスメントの結果に基づき、有害物の健康影響の確認を行うときは労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じること。 前述の濃度基準値設定物質について、濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに医師等による健康診断を実施し、健康診断結果を5年間（がん原性物質(別添 7 参照)については30年間）保存すること。	・工事所長は、下請け業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。（工事終了後の保存を除く） ・工事所職員は、異常時等基準値を超えてばく露したおそれがある場合には現場所長および化学物質管理者に遅滞なく報告する。	
（2）がん原性物質を取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録し、その記録を30年間保存すること。	・工事所長は、下請け業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。（工事終了後の保存を除く）	

2-1 化学物質管理者の選任の義務

リスクアセスメント対象物を取り扱う事業者は化学物質管理者を選任、掲示し、以下の職務を行わせること。

- ・ ラベル・SDS 等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDS の作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

- ①支社店ごとに化学物質管理者を選任すること。
- ②化学物質管理者は、現場が実施したリスクアセスメントの内容および結果に基づく、ばく露防止措置が実施されているか確認する。また、リスクアセスメント結果に基づき現場が保護具を使用させる場合には、保護具着用管理責任者が有効な保護具の選択が来ているか確認する。
- ③化学物質管理者は、現場がセメント、生コン等を提供した下請け事業者に交付（周知）した SDS の内容を別表 3 で確認する。
- ④化学物質管理者は工事所長から Dropbox に報告される別添 1-1～1-6・別添 2・別添 3 点検表・別添 4-1～4-2 チェックリストを確認またはパトロール時等に確認する。

- ・ 工事所長は、セメント、生コン等を下請業者に提供するときは、当該物質にかかる SDS を交付すること。※本通達（3）に準じる
- ・ 工事所長は、事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。
- ・ 工事所長は、当社および下請け業者の化学物質管理者氏名を、物質を使用する場合は、別表 3 に記入して安全センター等に掲示する。

建設業における化学物質管理者は、専門的講習の修了を求められていないが、当該物質に係る作業主任者技能講習修了者等業務を適切に実施できる能力を有する者を選任するよう事業者を指導すること。

建設現場での作業は出張作業と位置付けられるのが一般的で、出張先ごとの選任までは義務付けられていないが、現場での職務履行の観点から、現場に配置された者から選任するよう求めること。（推奨）

2－2 保護具着用管理責任者の選任の義務

リスクアセスメントの結果、保護具を使用させることとした事業場は保護具着用管理責任者を選任、掲示し、有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務を行わせること。

①支店ごとに保護具着用管理責任者を選任すること。

②保護具着用管理責任者はリスクアセスメント結果に基づき、現場で保護具を使用させる場合には、有効な保護具が選択できているか確認する。

③保護具着用管理責任者は工事所長または化学物質管理者から DROPBOX に報告される別添 1-1～1-6・別添 2・別添 3 点検表・別添 4-1～4-2 チェックリストを確認またはパトロール時等に確認する。

- ・工事所長は、当社および下請け業者の保護具着用管理責任者氏名を、保護具を使用する場合は、別表 3 に記入して安全センター等に掲示する。
- ・工事所長は、下請け業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。

保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識経験を有する者もしくは保護具着用管理責任者教育を受講した者から選任すること。

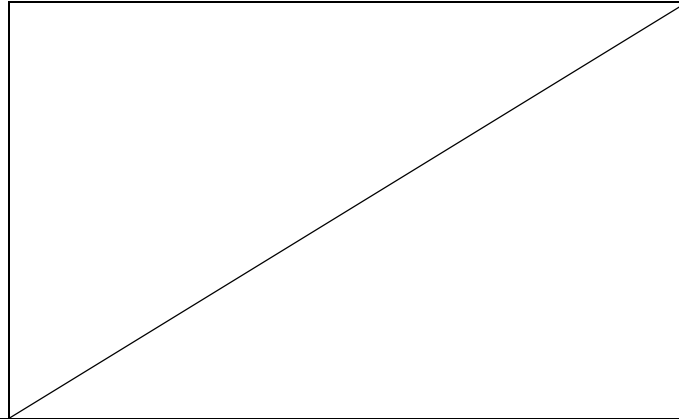
3－4 化学物質を事業場内で、別容器等で保管する際の措置の強化

ラベル表示が義務付けられている化学物質を他の容器に移し替えて保管する場合、ラベル表示等により内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達すること。

- ・工事所長は、下請け業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。

使用のための小分けは、当日中に使い切る（保存しない）のであれば措置の対象になりません。

3－5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大



・化学物質の製造・取扱設備（化学設備、特定化学設備に加えて、SDS 等による通知の義務対象物関係設備を追加）の改造、修理等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならない。

別表2

シンボル	炎	円上の炎	爆弾の爆発
絵表示			
危険有害性クラス	可燃性/引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む) エアゾール 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体・固体 自己発熱性化学品 水反応可燃性化学品 有機過酸化物	支燃性/酸化性ガス 酸化性液体・固体	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
シンボル	腐食性	ガスボンベ	どくろ
絵表示			
危険有害性クラス	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重篤な損傷性	高圧ガス	急性毒性 (区分1～区分3)
シンボル	感嘆符	環境	健康有害性
絵表示			
危険有害性クラス	急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性 (区分2) 眼刺激性 (区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) オゾン層への有害性	水生環境有害性 (急性区分1、 長期間区分1 長期間区分2)	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 (区分1、区分2) 特定標的臓器毒性 (区分1、区分2) 吸引性呼吸器有害性

別表3

危険有害物質持込(譲渡・提供含む)事業場一覧

作成日・所属会社 1 次()

業者名	持ち込む(譲渡・提供含む) 有害物質の名称	暴露濃度の 低減対策	化学物質管理者 氏名	保護具着用管理 責任者氏名	SDS の備付	リスクアセスメント の実施

備考 1 「暴露濃度の低減対策」は、リスクアセスメントを「化学物質リスク管理マニュアル」および「化学物質リスクアセスメント結果記録表」を用いて、結果に基づき措置を講じること【①代替物等を使用する ②発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する ③作業の方法を改善する ④有効な呼吸用保護具等を使用する から選び、番号で記入すること】。

2 「SDS の備付」「リスクアセスメントの実施」は、対応(SDS No.15適用法令:表示対象物質・通知対象物質・リスクアセスメント対象物質)の場合はSDSを添付の有無を「○」「×」、リスクアセスメント実施の有無を「○」「×」を付けること

3 「化学物質管理者氏名」、「保護具着用管理責任者氏名」欄、各事業者の事業場にて選任されている者を記入すること

■【フロー図】現場における事業者の化学物質管理の流れ

このフロー図は、工事所長（職員）が、工事所に事業者（原則、協力会社）が化学物質を持ち込み（取扱い又は譲渡・提供する）作業する場合において、以下の事項を実施できているか適宜確認し、不備等がある場合には必要に応じて指導を行うことを目的とする。また、当社が化学物質を取扱い又は譲渡・提供する場合においても同様の措置を講じること。

【化学物質管理者、保護具着用管理責任者の掲示について】

化学物質を持ち込む（取扱い、譲渡・提供）全ての事業者は、自社の「化学物質管理者」及び「保護具着用管理責任者」を、別表3の『危険有害物質持込（譲渡・提供含む）事業場一覧』に記入・掲示し、取扱う労働者等に周知すること。また、奥村組が持込み（取扱い、譲渡・提供）する場合も同様に支社店の「化学物質管理者」及び「保護具着用管理責任者」を記入すること。当社職員に対する周知の掲示はOPS安全品質環境本部⇒現場ツール⇒日常管理⇒化学物質取扱い作業に掲示しています。

- 元請（奥村組）が資材（化学物質）を取扱い、譲渡・提供する際にはSDS等のデータを提供すること

例：生コンの提供の場合は、取扱う全事業者（土工・ポンプ圧送工・左官工・型枠大工等）に対して、別表3を記入、SDSを添付後に安全センターに掲示（ファイリング）すること。また、生コン打設時に触れて、アルカリ薬傷等の災害に遭う危険性がある事業者に有害性を正しく伝達する為に、朝礼・作業打合せ等でSDSを確認しリスクアセスメントを実施するように指導すること。

- 工事所での流れは別添4-1・4-2「化学物質管理に係るチェックリスト」で確認

- | | | |
|---------------|---------------|----------|
| ① 化学品及び会社情報 | ⑧ ばく露防止及び保護措置 | ⑮ 適用法令 |
| ② 危険有害性の要約 | ⑨ 物理的及び科学的性質 | ⑯ その他の情報 |
| ③ 組成及び成分情報 | ⑩ 安定性及び反応性 | |
| ④ 応急処置 | ⑪ 有害性情報 | |
| ⑤ 火災時の措置 | ⑫ 環境影響情報 | |
| ⑥ 漏出時の措置 | ⑬ 廃棄上の注意 | |
| ⑦ 取扱い及び保管上の注意 | ⑭ 輸送上の注意 | |

- 事業者が化学物質を現場内で小分けして使用し、使い切らず保管する場合は、移し替えた容器にラベル表示を行っているか

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ① セメント系粉体取扱い作業 | ⇒ 別添1-1シートへ |
| ② スラリー状の生コン、モルタル等を扱う作業 | ⇒ 別添1-2シートへ |
| ③ ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 | ⇒ 別添1-3シートへ |
| ④ 防水等有機溶剤取扱い作業 | ⇒ 別添1-4シートへ |
| ⑤ シーリング等有機溶剤取扱い作業 | ⇒ 別添1-5シートへ |
| ⑥ 接着（長尺シート等）作業 | ⇒ 別添1-6シートへ |
| ⑦ 化学物質リスクアセスメント結果記録表（上記以外作業） | ⇒ 別添2へ |
| ⑧ 保護手袋等の具体的な保護具の選定を行う | ⇒ 別添5・6を参照 |

- 作業着手前に決定した措置内容の周知を行い、関係作業員が上記シートに確認サインをしているか

- 周知及び対応は、雇用する労働者以外に、同じ作業場所で作業を行う、立ち入る他の事業者にも実施すること

- 現場に立ち会う際は、作業員と同様の措置及び保護具着用すること

- 防じんマスクや防毒マスクは点検表（別添3-1・3-2）で点検し記録として保存すること

- 低減措置で決定、選定された保護具（呼吸用保護具・保護手袋・保護眼鏡・保護衣・保護靴）及び換気設備等を使用した後に作業を実施しているか

- 事業者が持ち込んだ化学物質に対してリスクアセスメントを行い、結果に基づき軽減措置（保護具等）を講じているか 別添4-1・4-2「化学物質管理に係るチェックリスト」で適宜確認すること

- 記録の保存は元請分は（奥村組）で行う。事業者分は事業者と（奥村組）の双方で行うこと

【記録内容】別添1-1～1-6「化学物質リスク管理マニュアル」、
別添2「化学物質リスクアセスメント結果記録表」
別添3-1～3-2「粉じんマスク・防毒マスク点検表」
別添4-1・4-2「化学物質管理に係るチェックリスト」

【保存場所】土木Dropbox⇒第1階層「06_安全管理」→第2階層「10_各種点検表」

【 ” ” 】建築Dropbox⇒工事所フォルダ⇒「12_安全」に「各種点検表」フォルダを作成し保存してください。（今後は初期設定時の構成に組み込む予定です）

【保存期間】3年間（がん原性がある場合、30年）

